

## 謝金規程

### (総則)

第1条 この規程は、下記の労務従事への金銭的対価として、これを定める。

### (謝金の種類)

第2条 下記の労務内容に応じてそれぞれ以下に掲げる区分により支給する。

- ① 競技会運営事業（国内における競技会運営）
- ② 合宿・派遣事業（国際・国内合宿及び大会派遣）
- ③ 調査・研究（海外及び国内大会における調査・研究）
- ④ スポーツ教室練習会・講師（実技指導・助言 体力測定等）
- ⑤ 実務（単純労務・事務処理データ分析）
- ⑥ アンチドーピング啓発活動（講演会・研修会 アウトリーチプログラム）

### (支給対象者)

第3条 支給対象者は労務内容毎に下記の通り定める。

- ① 競技会運営事業（国内における競技会運営）  
→競技役員（含む運営役員） ドクター 審判・NTO スタッフ・補助員
- ② 合宿・派遣事業（国際・国内合宿及び大会派遣）  
→指導者（コーチ）トレーナー・学力支援者等 支援スタッフ（アシスタント）  
栄養管理士 医師（含むスポーツドクター）
- ③ 調査・研究（海外及び国内大会における調査・研究）  
→調査研究協力者（情報ヒヤリング等） 通訳・原稿翻訳者 医師
- ④ スポーツ教室練習会・講師（実技指導・助言 体力測定等）  
→指導者（コーチ） トレーナー・審判 支援スタッフ（アシスタント）
- ⑤ 実務（単純労務・事務処理データ分析）  
→その他補助業務 データ等分析員（専門的知識を有する者）
- ⑥ アンチドーピング啓発活動（講演会・研修会 アウトリーチプログラム）  
→講演者・協力アスリート 講師 支援スタッフ（アシスタント）

### (支給基準金額)

第4条 支給基準金額については添付の基準表に準ずるものとする。

### (その他)

第5条 JOC専任コーチ等に対しては謝金支給の対象外とする。

単位時間の1日（延べ8時間以上）には休憩時間を含まないものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は、令和5年12月7日から施行する。